

## 住民投票の論点整理

### 第4章 住民投票

#### 1. 「住民投票」を盛り込むか

	回答数
1 盛り込む	17
2 盛り込まない	1

##### (1) 「1 盛り込む」とした理由・考え方

- ①まちづくりに影響を与える重要な政策について住民の意見が二分しているとき、住民の意思を確認する究極の手段があることは、自分たちのことは自分たちで決めるという自治の精神に照らして理にかなっています。
- ②地方自治法の制度はあるが、町民は知らないと思う。自治基本条例に入れることで住民が直接意思を言うことができる。
- ③住民投票は今後の町政運営において町民の関心を喚起するために必要と考える
- ④町民参加の一環として(個人的には、結果に拘束力が発生しないので必須とも思えないが、あった方が良い。
- ⑤町長、議員の方々は町民の代表として選挙で選ばれますが、現在のコロナ過や今後起こるかもしれない災害など予測しえない事態もあり、その時々に関心を即座に問わなければならない案件も出てくるのでは無いかと考えます。
- ⑥現時点での必要性を感じてはいないが、今後の自治のあり方を考えたときに、将来的に整備しておいた方が良い。
- ⑦地方自治法第74条の規定に基づき条例が無くても住民投票は可能ですが、「第74条」＝「住民投票が可能」と理解するのは困難な場合が多いと思います。町民が住民投票の権利を有していることを明らかにするためにも本条例に盛り込むべきと考えます。
- ⑧自治基本条例(仮称)において、住民投票に関する条項を盛り込むことで、町民の自治に関する意識の向上が期待できると考えます。
- ⑨条例に住民投票を盛り込んでおき、仮に投票が必要な事案が発生した場合に、住民の権利として実行できるよう明文化することが必要と思います。
- ⑩町民が住民投票の権利があることを明確にするために、盛り込んだ方が良く考えます。
- ⑪住民投票は、町政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するものでありその権利を保障する必要があると考えます。
- ⑫多くの自治体の自治基本条例に盛り込まれている。  
・町／議会／町民が住民投票に対する認識を持つことで責任や自覚が生まれる
- ⑬自治基本条例の根幹を成す要素の一つであり、本条例の目的である「町民主体の自治を実現すること」の達成に必須の事項であると思われる。
- ⑭住民投票を行わずとも解決できることが望ましいですが、町民の権利として明確に位置づけられるという意味では盛り込む必要があると考えます。
- ⑮住民の権利であり、制度の周知という意味合いも含め、盛り込んだ方が良く考えます。

⑩重要事項の決定時に、住民の意見を反映する事ができる。

## (2)「2 盛り込まない」とした理由・考え方

①近年でも核のゴミ問題で北海道においても住民投票の条例案が議会において否決されるといった案件があるが、そのような重要なことにおいて、選挙によって選ばれた首長、議会が決定することが民意であると考えられるため。それに納得ができないのであれば現行法のリコールなどの手続きを行えばいいことと考える。

## 2. 「住民投票」を盛り込む場合は、「個別設置型」か「常設型」か

	回答数
1 個別設置型	12
2 常設型	5

### (1)「1 個別設置型」とした理由・考え方

- ①住民投票を請求する重要事項は、町長、議会(町民の代表)に可否を委ねて良いと考えます。
- ②案件の熟知、共有のためには、議会での審議は必須であると考えます。
- ③住民投票を実施する前に、議会において十分な議論が行われる必要があると考えるため、個別設置型が望ましいと考えます。
- ④事案に対しその都度議会で議論することができるので、慎重に対処することが可能と考えます。住民投票の要否を議論することができるので、住民投票制度の濫用を防止することができ、制度に対し厳格化されると思います。
- ⑤投票の対象がわかりやすく、制度の濫用を抑えることができるため、個別設置型が良いと考えます。
- ⑥住民投票に参加できる人の年齢など資格要件を案件ごとに柔軟に対応できると、住民投票の実施の判断について議会で審議されることから慎重に判断できる(乱用を防ぐ)ため。
- ⑦住民投票を行う案件ごとに投票権を持つ住民の対象を絞ることができる、また、住民投票の結果をどのように扱うかを一律にするのではなく、個別案件ごとに決めることができるほうが良いと考えます。住民投票への関心を高めることができ、結果的に住民の意志によるまちづくりにつながると思います。
- ⑧常設型の場合、住民投票の対象事項を事前に規定する必要があり、世界的に情勢の変動が激しい現代においては状況に応じて対象事項を特定できる個別設置型が適すると思われる。また、住民投票における論点である代表民主制に基づく議会や町長の権能との整理についても、住民投票の請求・発議を受け、町長が条例案を議会に提出して採決される個別設置型では矛盾が生じないと考えられる。
- ⑨事案内容に合わせた条例を作り、住民投票を行うことで、投票結果がより事案内容に対して効果的なものになると考えます。
- ⑩個別・常設それぞれのメリット・デメリットはありますが、頻繁に行う性質のものではないため、個別設置型が良いと思います。
- ⑪実施するにはハードルが高いが、しっかりとした投票ができるのではないかと。また、個別設置型なら内容に応じて対象者を設定できるのではないかと。

⑫常設型だと制度の乱用につながる可能性がある。

## (2)「2 常設型」とした理由・考え方

①文献によれば、市町村合併を除き、住民の意見が二分したまちづくりの重要な争点についての、個別設置型住民投票条例の制定を求める直接請求の約9割は否決されています。自治法の下で自分たちのことは自分たちで決めることが否決されることが、常設型の住民投票条例を採用する主な要因となっています。よって、本間は「常設型」が望ましいと思います。

②速やかに町民の意見が反映できる。住民が町政への参加意識が高まることが期待できる。

③迅速に投票へ移行するためには必要と考える

④ア 一見常設型の方が手間がかかるようだが、いざやるとなった場合には負担は一緒と思われる。

イ 負担が同じであれば、都度議会承認等のステップを踏む必要のない常設型が、無理なく短期に実施可能。

ウ 住民投票が必要になるような案件が生じた場合には、短期間に実施できるようにすべき。

⑤常設型を選んでいますが、投票を利用される危険や十分な議論が出来ない可能性といったデメリットも考えられ、まだ迷うところです。

### 3. 「個別設置型」とする場合の規定と条文案

項目	条文の内容(どこまで) ※【青字】は理由・考え方	
	多数意見	その他意見
対象事項	<p>町政に関わる重要事項</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会での審議を踏まえ、対象を狭めるべきではない。</li> <li>・重要な事項の定義は難しいですが、多くの署名が集まったものが『重要な事項』と考えられるのではないのでしょうか。</li> <li>・用語の定義において「町」を基礎自治体としての美瑛町、「町政」を議会と行政が担う自治の領域としているため、町政に関する重要事項とした。</li> <li>・(例)市町村合併や庁舎建て替えなど住民に直接意思を確認する必要があると認められるもの</li> </ul>	<p>・町に関わる重要事項</p> <p>【「町」に「町政」が含まれると仮定して、枠が大きい方が多種多様な事案に対応できると考えました。】</p> <p>・住民投票の目的/参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項/住民投票の結果の取り扱い</p>
首長権限	<p>制度を設けることができる(住民投票条例の制定)</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別設置型における首長の権限はあくまで住民投票条例の設置であるため、実施することができるという文言は不適切であると思われる。</li> <li>・住民投票に至ってほしくないが、どうしても場合の手段として。</li> </ul>	<p>・実施することができる</p> <p>【①先例条例を参考にしました。 ②重要事項について町民の意思確認をするのであれば強いメッセージ性があったほうが良いと考えます。】</p>
請求・発議があったとき	<p>条例案の提出</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先例条例を参考にしました。</li> <li>・個別設置型ではこれ以外の対応はできない。</li> <li>・条例案を作成する段階で審議が重ねられ、より問題点が整理されると考えます。</li> </ul>	<p>・請求＝実施ではなく、「発議ができます。」に留める</p> <p>【必ず実施するのではなく、議会で審議する仕組みを残したい】</p>

項目	条文の内容(どこまで) ※【青字】は理由・考え方	
	多数意見	その他意見
住民投票の請求発議	<p><b>住民</b> 選挙権を有する住民総数(有権者)の 1/50 の連署</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法に基づく</li> <li>・基本的に有権者で良いのではと思いました。</li> </ul> <p>しかし、定住外国人や若年層の住民投票の場合 は？とも考えましたが、通常は前章に記載されてい る町民参加で解決できる事案が大多数であると思 われるため有権者にとどめる考えです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に条例で定める【①妥当な比率の判 断が困難 ②基本的事項のみ規定】</li> <li>・1/3 以上の連署【地方自治法に基づく】</li> <li>・町長に請求する権利を明確にする【必 ず実施するのではなく、議会で審議する 仕組みを残したい】</li> <li>・有権者及び 18 歳以上の永住外国人の 総数の 1/10 以上の連署【総則「自治の基 本原則」において多様性尊重の原則(国 籍についても言及)を謳っているため、外 国人も住民投票の請求の対象に含める べきである。また、住民投票は安易に行 使されるべき権利ではないため、個別設 置型で議決を要するとしても厳しい基準 を設定した(常設型の鳥取県では 1/10 以 上、要議決としている)。】</li> </ul>
	<p><b>議員</b> 議員定数の 1/12 以上の賛成</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法に基づく</li> <li>・1/12 の賛成に少し不安になりましたが、議決は出 席議員の過半数の賛成による(地方自治法 116)と あるため、これに準じて良いのではと考えました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に条例で定める【妥当な比率の判断 が困難】</li> <li>・議員発議の権利を明確にする【必ず実 施するのではなく、議会で審議する仕組 みを残したい】</li> <li>・権限なし【本条例はあくまで町民主体の 自治の実現が目的であるため、住民投 票の請求発議は住民に限るべきであると 考える。加えて、町民参加で規定してい るように議会や町長が住民の意見を聴く ことはあっても、議会や町長が自ら住民 に判断を委ねるべきではないと考える。 (※)】</li> <li>・1/3 以上、要議決</li> </ul>
	<p><b>首長</b> 自ら発議することができる</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先例条例を参考にしました。</li> <li>・町長も発議出来ないと公平ではないかなと考えま した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に条例で定める</li> <li>・議会に議案を提出する権利を明確にす る【必ず実施するのではなく、議会で審議 する仕組みを残したい】</li> <li>・権限なし【上記(※)参照】</li> </ul>

項目	条文の内容(どこまで) ※【青字】は理由・考え方	
	多数意見	その他意見
投票資格者	<p><b>住民</b></p> <p>それぞれの事案に応じ、別に条例で定める</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する18歳以上の住民</li> <li>・若年層の町政参加を促すため、16歳以上とするのが望ましいと考えます。</li> <li>・住民投票の案件によっては、対象となる人が用語の定義における住民と一致しない場合がある</li> <li>・案件ごとに違ってよいと思います。</li> <li>・個別設置型であるため、条例案で規定する。</li> <li>・事案により投票資格者を設定できると多種多様の事案に対応できると考えます。(子どもや外国人が投票資格者になることもできる)</li> <li>・内容に関係のある住民で行う事が良いと思う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢満18歳以上の者で、引き続き3か月以上住民基本台帳に記載されている(その都道府県内の同一の市区町村に住所のある)者【①公職選挙法に基づく②選挙権を有するもので統一。町外からの通勤通学者は住所があるものではないので除外。名簿等徴収は現実味が無いと思います。】</li> <li>・16歳以上、町民のみ【通勤・通学する方も対象にする場合、会社に名簿を求める等しなければならず、応じる会社、応じない会社との票の格差等、ハードルが高い】</li> </ul>
	<p><b>外国人</b></p> <p>それぞれの事案に応じ、別に条例で定める</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上定住外国人</li> <li>・多様な意思を反映するため、永住外国人を含めるのが望ましいと考えます。</li> <li>・住民投票の案件によっては、外国人にも影響が大きい場合は権利を与える必要があるため</li> <li>・個別設置型であるため、条例案で規定する。</li> <li>・上記に同じ、関係の無い外国人まで投票しなくても良い。関係があれば資格を持たせれば良い。個別設置型なら可能かと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する(永住)外国人を含める</li> </ul>
成立要件	<p>それぞれの事案に応じ、別に条例で定める</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票総数が投票資格者の2分の1に満たないときは開票を行わないとするのが望ましいと考えます。</li> <li>・事案に応じて柔軟に定める。</li> <li>・個別設置型であるため、条例案で規定する。</li> <li>・重要度による。住民に直接関係のある需要案件とかは2/3にするなど個別設置型なら可能かと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票したものの総数が投票資格者の総数の1/2を満たしたとき【投票結果を尊重することを考えた時、一定の基準は必要。】</li> </ul>

項目	条文の内容(どこまで) ※【青字】は理由・考え方	
	多数意見	その他意見
投票結果	<p>結果を(最大限)尊重しなければならない</p> <p>【理由・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的拘束力はないものの、住民投票の結果が町民の意思であり、その結果を尊重するとしました。</li> <li>・「取り扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。」と表現すると住民投票の結果が全てになってしまい、議会において十分な審議の場が確保できない可能性がある。</li> <li>・住民投票の請求発議を住民に限定したため、結果の取扱は事前に明確にする必要があると考える。</li> <li>・法的拘束が無い以上、尊重するという形に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ明らかにしなければならない(別途条例に定める)【①投票結果をどのように扱うかは、個別案件ごとに違ってよいと思います。②結果をどう扱うかは、都度条例で具体的に定めることで、投票者は投票結果の扱われ方を事前に了承して投票することができるので。】</li> <li>・公表</li> </ul>

#### 【条文案】

<p>町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、条例による住民投票の制度を設けることができます。</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p> <p>3 住民投票が成立する要件は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。また、その要件を満たさないときは、開票作業やその他の作業は行いません。</p> <p>4 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>5 町長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにします。</p>
--

\*とりあえず仮置き



#### 4. その他

- ①そもそも住民投票が必要な論争が起きるのは、町政が政治的に対立し、議会の議論も深まらない状況にあると考えられます。「重要争点型」の個別設置型住民投票を求める直接請求の約9割が否決されるのもうなづけます。自分たちのことは自分たちで決める自治の究極の手段とするなら、請求が否決される可能性が低い常設型が望ましいと思います。条例制定作業やコストと言った次元の議論とならないことを望みます。
- ②町に義務を課す規定を盛り込みたい・町民に関心を持たせなければならない・本当の問題を（先送りしている問題等）しっかり議論させるためには最終的な方法として住民投票が有効であると考察する。・住民投票条例の作成について別に議論が必要（議会）・乱用されないよう監視する機関も必要か？（議会がそれにあたる？）・今後考えられる「住民投票案件」のピックアップも住民から意見をもらいたい。・住民投票案件 学校の配置の見直し？ 旧学校施設や町財産の売却、移譲など？
- ③常設型にする場合に、その規定内容は自治基本条例（仮称）策定後に、1年ほどの時間をかけて作ればよいのではないかと。  
↑住民投票が滅多に行われるものではないことから…。ただし規定が定まるまでは個別型として完成できた際に、自治基本条例（仮称）を常設型に改訂しても良いけど…。（森部 富士樹）
- ④個別設置型と常設型についてまだ明確に理解できていないため、中途半端な答えになっております。申し訳ありません。
- ⑤住民投票については、議会でも議論いただき議員も住民の多数意見を尊重する為に、条例に必要であるという認識で制定出来れば良いと思います。一町民としては、これからの世代のために整えておく必要があると感じています。
- ⑥・基本、地方自治法と公職選挙法に基づくべきと思います。  
・「住民投票の請求発議」「投票資格者」「成立要件」については、別条例で規定しても良いと思います。
- ⑦請求要件を満たせば即時に住民投票が行われるといったスピード感を有する「常設型住民投票制度」は、具体的な事案を想定せずに制定するため厳しい規定になりやすいことを危惧します。
- ⑧条文案  
「（住民投票）第〇条 町長は、町政に関する重要事項について、住民（町内に住所を有する者をいう。）の意思を直接確認する必要があるときは、住民投票の制度を設けることができる。  
2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項はそれぞれの事案に応じ、別に条例で定める。  
3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。  
（住民投票の請求）第〇条 住民投票の請求権を有する者（以下、「住民投票請求資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
（1）住民投票請求日時時点で年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているもの



(2) 住民投票請求日時点で年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

3 住民投票請求資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができる。」

また、役場の立場と異なる個人的な意見ですが、国籍法で血統主義を採用している日本の状況を鑑みて、自治基本条例では永住外国人の住民投票の請求発議の対象とすることを前向きに検討いただけると幸いです。

⑨住民投票は、民意を反映させるためには有効な手段であるとか、町民参加の場であるとかの意見もあると思うが、自分たちが選んだ首長や議会がメリット・デメリットを十分審議した上で出した判断を民意ではないと判断するのであればそれも違うような気がする。首長や行政が出した案件をしっかりと審議をする場が議会であるとするならば、特段に定める住民投票は必要ないと考える。もし仮に、住民投票の結果がその案件を否決する内容であっても、首長や議会は尊重しながら進めることができるのであれば住民投票とはなに?となってしまうような気がする。

⑩住民投票を本条例の中で規定することに異論はありませんが、勉強会での説明でもあったとおり、最終手段として設けられている制度で、賛否の意思のみを問う投票であることから、時間と経費を考慮した中で必要と判断される重要案件のみを想定し、頻繁に行われる性質のものではないことを解説等で正しく周知できれば良いと思います。